

## 船舶事故調査報告書

平成30年5月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月29日 05時48分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市下津井港南西方沖 下津井港一文字防波堤西灯台から真方位204° 880m付近 (概位 北緯34° 25.8′ 東経133° 47.3′)
事故の概要	漁船漁行丸は、南進中、また、遊漁船宮栄丸は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年1月12日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 漁行丸、2.8トン OY3-24619（漁船登録番号）、個人所有 B 遊漁船 宮栄丸、5トン未満 281-38655岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に亀裂等 B 右舷船首部外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：07時10分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、下津井港沖でたこつぼを揚げた後、法定灯火を表示して香川県坂出市三ツ子島沖の漁場に向けて約18ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で南進中、船長Aが船首方を見ていたところ、左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 船長Aは、本事故の発生を海上保安庁に通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、下津井港で氷を積んだ後、愛媛県今治市大島東方沖の釣り場に向かった。 B船は、下津井港を出航後、法定灯火を表示して南西進を開始し、約16ノットに増速した後、船長Bが、船首目標とした水島航路第10号灯浮標を見ながら航行していたところ、右舷方に前路を横切る状態で接近するA船を認め、左舵一杯としたものの間に合わず、右舷船首部とA船の左舷船首部とが衝突した。
分析	A船は、下津井港南西方沖を南進中、船長Aが、船首方を見ていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、下津井港南西方沖を南西進中、船長Bが、船首目標とした灯浮標を見ていて右舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、下津井港南西方沖において、A船が南進中、B船が南西進中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定の方向に偏ることなく、周囲全体に対して常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>